

介護支援専門員法定研修の開催にかかる新型コロナウイルス感染症対策

(令和2年2月時点)

1. 当面の考え方

「新型コロナウイルス感染症に関する県が主催するイベント開催の考え方と開催時の対策」に準じた対応を行います。介護支援専門員法定研修は、全ての参加者および関係者の連絡先を把握することができるため、入出場の際の参加者による手洗いの強化および発熱や咳等の風邪症状がみられる方には参加を控えていただくなどの対策を実施したうえで開催いたします。

ただし、今後、国内の発生状況および県内の発生状況に応じて新型コロナウイルス感染症の対策のため研修の実施に支障が生ずる場合、研修を延期・中止する場合がありますのでご承知ください。

2. 研修開催時の対策

(1)濃厚接触者の発生を防ぐための対策として、次に掲げる全ての対策を講じます。

ア.研修には下の①～③に該当する方が参加できます。当日に発熱や咳症状がないことを確認のうえご参加ください。①～③に該当しない場合、参加することはできません。

- ①当日に発熱がないことを確認したもの
- ②当日に咳症状がないもの
- ③濃厚接触者の経過観察期間に該当しないもの

※①～③に該当しないため研修を欠席する場合は、その旨を研修実施機関に連絡してください。

※未修了となった科目は、証の有効期間内に同一カリキュラムで実施する研修が実施される場合、補講が可能です。補講の詳細は、対象の受講者に個別でご連絡いたします。

※不測の事態に備え、有効期間内に余裕をもって修了できるコースを受講する等、計画的にご受講いただきますようお願いいたします。

イ.上記アを、事前のお知らせ（ホームページ等）、当日のリーフレット配布および当日の口頭説明（入場時の個別説明もしくは開会時等の一斉説明）により、周知します。

ウ.妊婦、65歳以上の高齢者および糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患およびその他免疫力が低下している方には、下の①、②をお願いするとともに③の対策を講じます。

- ①参加の必要性の検討をお願いします。
- ②症状の有無にかかわらず、自宅を出発してから帰宅までの間に、マスクの着用をお願いします。
- ③妊婦、65歳以上の高齢者等へ配布するためのマスクを用意します。

(2)接触による感染を防ぐための対策として、次に掲げる全ての対策を講じます。

ア.会場の入出時において、手指消毒用アルコールによる手洗いの実施を確認します。

イ.特定多数および不特定多数が接触する場所・物品は必要最小限とします。

ウ.会場内において、手洗いが容易に実施できる環境を用意し、参加者および関係者へ食事前の手洗いをお願いします。

3. 県の判断で法定研修を延期・中止する場合

県の判断で法定研修を延期・中止する場合、ホームページや通知により周知いたします。掲載場所は下記「5. 関連情報 介護支援専門員研修開催情報」を参照ください。(国内および県内の発生状況等により、実施直前に延期・中止の判断することとなった場合、通知は発送せずホームページでの周知のみとなりますのであらかじめご了承ください)。

また、県の判断により延期・中止する場合、本来の資格更新時期を過ぎてしまう介護支援専門員については、県が認める期間内は臨時的に資格を喪失しない取扱いとなりました。有効期間満了日の取扱いの詳細は、決定次第、対象の受講者にお知らせします。

4. 関連情報

(1) 新型コロナウイルス感染症について

○滋賀県公式ホームページ

・重要なお知らせ「**新型コロナウイルス感染症について**」

・県民の方 > 健康・医療・福祉 > 薬事・感染症 > お知らせ・注意 > 「**新型コロナウイルス感染症について**」

(2) 介護支援専門員研修開催情報

○滋賀県公式ホームページ

・県民の方 > 健康・医療・福祉 > 高齢者福祉・介護 > 注目情報「**介護支援専門員について**」

○滋賀県社会福祉協議会 社会福祉研修センターホームページ

・トップページ お知らせ

○滋賀県介護支援専門員連絡協議会ホームページ

・トップページ 新着情報

5. 以上は、国内の発生状況および県内の発生状況に応じて、随時、変更しますので、お手数ですが、随時、ホームページをご確認いただきますようお願いいたします。

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課 介護・福祉人材確保係

〒520-8577 大津市京町 4-1-1 TEL : 077-528-3597 FAX: 077-528-4851